

事案番号 05-11

公表版

品川区立義務教育学校におけるいじめ重大事態に関する調査結果について

(答申)

令和7年3月7日

品川区いじめ対策委員会

< 目次 >

第 1	はじめに.....	2
第 2	被害児童及び加害児童について.....	2
第 3	調査の概要.....	2
第 4	調査結果	
1	本委員会で認定したいじめの事実及び認定の理由	3
2	本件いじめと相当期間の欠席及び本件診断との関連性	4
3	「いじめ」との評価に至らなかった事実について	4
4	V の加害児童 A 及び周辺児童 B に対する言動について.....	5
5	いじめ重大事態と認定するまでの事実経緯	6
6	いじめ重大事態と認定した後の事実経緯.....	10
第 5	当該校及び区教委の対応について	
1	当該校の対応について	12
2	区教委の対応について	14
第 6	当該事案への対処及び再発防止に向けた提言	
1	当該事案への対処	14
2	児童の個性や大事にしているものに配慮した対応及び信頼性の構築について..	15
3	S N S の利用について	16

第1 はじめに

- 1 品川区いじめ対策委員会（以下「本委員会」という。）は、区立義務教育学校（以下「当該校」という。）で発生したいじめの重大事態について、品川区教育委員会（以下「区教委」という。）より、令和6年3月27日付け品教教発第391号にて諮問を受け、調査を行うことになった。
- 2 本報告書では、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、重大事態にかかる事実関係を明らかにするとともに、いじめ防止対策に関する当該校と区教委の対応の検証を行った。また、再発防止に向けた提言をまとめた。
- 3 本報告書を諮問元である区教育委員会教育長に提出する。
- 4 なお、本報告書は個人情報に配慮し、個人名をアルファベットで表記し、学校や区教委職員については、役職等で表記する。

第2 被害児童及び加害児童について

- 1 被害児童
V（令和5年度当時当該校6年）
- 2 加害児童
加害児童A（令和5年度時当該校6年）
- 3 本件に関連する児童
周辺児童B（令和5年度時当該校6年）
周辺児童C（令和5年度時当該校6年）
周辺児童D（令和5年度時当該校6年）

第3 調査の概要

- 1 本委員会は、以下の調査を行った。
令和6年1月上旬、Vの保護者が担任教諭に対し、本件いじめについて申し出た。その後、Vの保護者よりVの心身の不調に関する診断書の提出があったこと、また、Vが令和6年1月上旬以降継続した欠席が続いたことから、令和6年2月2日に重大事態と認定した。令和6年3月27日付けで区教委から本委員会に本件の

事実関係の解明等を諮問したことから、当該校及び区教委が作成した経緯等を報告する資料の確認及び聴き取り等を実施した。さらに、当該校及び区教委に対し、補充資料の提出等を要求し、いじめの有無及びこれに対する当該校及び区教委の対応について検討した。

- (1) 調査期間 令和6年3月27日～令和7年3月7日
- (2) 調査組織 品川区いじめ対策委員会
- (3) 調査方法 関係職員等に対するヒアリング

令和6年 3月27日	区教委による品川区いじめ対策委員会への諮問 いじめ重大事態への経緯についての内容把握
令和6年 8月22日※	調査内容の精査、報告内容の確認
令和6年10月11日	当該校元校長へのヒアリング、調査内容の精査
令和6年10月31日	被害児童保護者へのヒアリング、調査内容の精査
令和6年11月 7日	当該校元担任教諭へのヒアリング
令和6年12月 5日※	調査内容の精査、報告内容の確認
令和6年12月19日	当該校副校長へのヒアリング
令和7年 2月14日	調査内容の精査、報告内容の確認
令和7年 2月28日	調査内容の精査、報告内容の確認
令和7年 3月 7日	区教委への答申

※いじめ対策委員会より、会議の中で担当指導主事へ随時聴き取りを行った。

第4 調査結果

1 本委員会で認定したいじめの事実及び認定の理由

(1) 令和5年11月又は12月頃の行為

V、加害児童A、周辺児童Bは同じクラスで、学校内だけでなく学校外でも一緒に遊ぶことがあった。令和5年11月又は12月頃、加害児童AがVに対し、「(容姿を揶揄する言葉)」等の発言をした。これらの発言により、Vは辛い気持ちになった。

上記行為は、いじめ防止対策推進法第2条1項の「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」に該当する。したがって、「いじめ」に該当する。

- (2) Vは、令和6年1月上旬から欠席し、同月中旬には、「学校内のいじめを契機として、昨年（注：令和5年）11月ごろから登校時、[注：不調の内容について記載があるが、本答申においては省略した]・・・などの症状が出現。」「2週間の自宅療養を要す」等の記載の上で、適応障害等の病名の記載のある診断書（以下「本件診断書」という。）が当該校へ提出された。なお、Vは、令和6年3月まで学校の欠席が継続し、同年1月から3月までの欠席日数は38日に及んだ。

当該校は、令和6年2月2日に学校いじめ対策委員会を開催し、いじめにより心身に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとともに、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認め、いじめ重大事態として認定した。

2 本件いじめと相当期間の欠席及び本件診断との関連性

本件では、Vは、令和6年1月上旬から学校を欠席し、同年3月まで欠席を継続し、欠席日数は38日に及び、本件診断書が提出されている。上記のとおり本件いじめが認定されること、Vの保護者からいじめである旨の申し出があり、上記状態に至っていることからすると、相当の期間の欠席及び適応障害の診断は、上記いじめに少なくともその一因があるものと認定できる。

3 「いじめ」との評価に至らなかった事実について

- (1) V及びVの保護者は、上記のほか、以下のとおりいじめがあったものと訴えている。

ア Vが周辺児童Bからもいじめを受けている。

イ 令和6年1月上旬、Vが令和6年1月の授業のときに加害児童Aから悪口を言われた。（以下「1月授業の件」という。）

ウ 令和6年2月上旬、(時期は不明であるが) Vの机に「きもい」「死ね」等と落書きをされた。(以下「机への落書きの件」という。)

(2) 上記アについて、当該校は聞き取り等の調査を行ったものの、これを裏付ける客観証拠や供述はなく、その他状況等を考慮しても、いじめの認定には至らなかった。

また、上記イについて、当該校は聞き取り等の調査を行ったものの、当該校において、当該事実を認定するには至らなかった。すなわち、同日、他の児童の描いた絵について加害児童 A が否定的な発言をしたことがあり、これを V が自身に対する発言であると感じた可能性があるものの、加害児童 A が V に対して行った発言であるとは認定できなかった。

さらに、上記ウについて、当該校で聞き取り等の調査を行ったものの、書かれているのを見たことがあると回答するものはおらず、当該校において、当該事実を認定するには至らなかった。

4 Vの加害児童 A 及び周辺児童 B に対する言動について

上記のとおり、本委員会は V に対するいじめがあったものと認定するものであるが、V の加害児童に対する言動も、本件いじめを惹起した原因となった可能性があるものと思われることから、以下、本委員会が認定した V 自身の行為について説明する。なお、V の加害児童 A に対する行為が、加害児童 A の V に対するいじめを惹起したとしても、本委員会はこれを是認するものではないことは念のため指摘する。

(1) V の加害児童 A に対する言動について

加害児童 A によれば、加害児童 A が髪型を 6 : 4 に分けたときに、V から、「似合っていないよ」と言われたため、V に対し、「(容姿を揶揄する言葉)」等と言った旨を述べる。

(2) V の加害児童 A 及び周辺児童 B に関する LINE について

ア 周辺児童 B 関連①

令和6年1月中旬、周辺児童 B が、それまで未加入であった LINE グループ①に新たに加入したことについて、V が、LINE グループ②(周辺児童 B はメンバー外)にて、「なんで B が入ってきているの？」等(以下「本件メッセージ」という)といったメッセージを送った。

イ 周辺児童 B 関連②

周辺児童 B は同日、グループ②に入っている他の児童より本件メッセージを見せられ、ショックを受け、グループ①から退出した。

ウ 加害児童 A 関連

また、V は、加害児童 A から本件いじめについて LINE メッセージで謝罪されたことにつき、LINE グループ②（加害児童 A はメンバー外）において、加害児童 A からの謝罪の LINE メッセージのスクリーンショットを添付した上で、「今さら言われても」「おそい」等のメッセージを送付した。

加害児童 A は翌日、グループ②に入っている他の児童からこれを知らされ、ショックを受けた。V が悪口を言いふらしていることを知って悲しかったと述べている。

上記の V の各行為は、当該行為の対象となった児童等と「一定の人的関係にある他の児童等」である V が行う「心理的…な影響を与える行為」であって、当該行為の対象となった児童等が「心身の苦痛を感じているもの」であるから、法第 2 条 1 項の「いじめ」に該当する。

5 いじめ重大事態と認定するまでの事実経緯

(1) 令和 5 年 1 1 月又は 1 2 月

加害児童 A が V に対し、「(容姿を揶揄する言葉)」等と述べた。(当該校はこの時点ではこれを把握していなかった。)

(2) 令和 5 年 1 2 月中旬

V の保護者が周辺児童 B の保護者に対し、V がトイレで泣いていたことを指摘した上で、「その原因は（加害児童 A）と（周辺児童 B）のせいなんじゃないかな。それはいじめに入るよ」、との LINE（以下「本件 LINE」という）を送付した。(当該校はこの時点ではこれを把握していなかった。)

(3) 令和 5 年 1 2 月中旬

V の保護者が当該校に対し、V が加害児童 A 及び周辺児童 B から嫌なことを言われていること、保護者に連絡・警告したので学校としての対応は不要であるが知っておいてほしいと連絡した。

担任教諭が V に対し、学校で行った 1 2 月の生活アンケートの回答をきっかけに確認したところ、V は、過去に嫌なことを言われたことがあったと述べた。担任教

諭は、翌週より冬休みであることや、Vの保護者の意向をふまえ、冬休み明けの3学期に再度保護者や本人に相談し対応することとし、副校長にも報告した。

当該校において学校いじめ対策委員会を開催した。

(4) 令和6年1月上旬

担任教諭がVに対し、聞き取りを行ったところ、Vは、「話が大きくなっている、クラス替えができないのは分かっているが席は離れたい」との趣旨を述べた。

Vの保護者が担任教諭に対し、Vが加害児童Aから毎日「(容姿を揶揄する言葉)」等と言われていること、2学期終業式の翌日Vのポケットからカッターが出てきたことを伝え、クラス替えをしてほしい等の要望を行った。なお、担任教諭はVの保護者に対し、スクールカウンセラーへの相談を勧めたが、Vの保護者は、不要として断った。

(5) 令和6年1月上旬

Vが当該校を欠席した(3月上旬まで)。担任教諭と副校長がVの家を訪問するも、応答はなかった。当該校は学校いじめ対策委員会を開催した。

同日、担任教諭が周辺児童Bへの聞き取りを行ったところ、周辺児童Bは、本件LINEのことや、加害児童AがVに対して「(容姿を揶揄する言葉)」等と言ったこと、周辺児童Bは「そんなことないよ」等と言ったこともあった等を述べた。

さらに、同日、担任教諭が加害児童Aへの聞き取りを行ったところ、加害児童Aは、Vに対し、これまで2、3週間、毎日1～2回身体的特徴を揶揄する言葉を使ったことを述べた。また、以前、加害児童Aが髪型を6：4に分けたときにVが加害児童Aに対し「似合っていないよ」と述べたため、「(容姿を揶揄する言葉)」等と言ったことも述べた。

これらを受け、同日、当該校は情報共有のための学校いじめ対策委員会(同日2回目)を開催した。担任教諭がVの保護者へ架電し心配している旨を伝えたところ、Vの保護者は、校長としか話さない等と述べた。

(6) 令和6年1月上旬

当該校において学校いじめ対策委員会を開催した。

Vが登校していなかったために校長がVの保護者へ架電したところ、Vの保護者は校長に対し、今後の学校の対応について話をしたいため同日20時に自宅を訪問

するよう要請した。1月上旬の授業中に加害児童AがVに悪口を言ったと述べた。

(「1月授業の件」)

当該校から区教委に対し、時間外の家庭訪問について相談したところ、実施すべきではないとの助言を得た。

Vの所在確認のために校長がVの保護者へ再度架電したところ、Vは自宅にいたことが判明した。

校長からVの保護者に対し、学校は罰を与える場所ではないこと、加害側には人の気持ちを理解するよう指導すること、子どもをみんな良い方向へ持っていきたいと考えていることを伝えた。Vの保護者は、再度、Vの主訴として、1月上旬の授業中に加害児童Aから悪口を言われたこと(「1月授業の件」)、担任教諭が気を付けていくと言っていたのにそのようなことが起きたため担任教諭および加害児童Aのことが嫌だとの趣旨を述べた。

同日、学校いじめ対策委員会(同日2回目)を実施し、担任教諭が加害児童A及び周辺児童Bに対し、相手を傷つけるようなことは言わない等の指導をした。

同日、担任教諭が加害児童Aの保護者と電話にて話をした。

その後、当該校において、再度学校いじめ対策委員会(同日3回目)を実施し、区教委への情報共有を行った。

同日、副校長がVの保護者に対し状況の共有を行ったところ、Vの保護者は、校長が対応しないことに不満を抱く様子をみせた。

(7) 令和6年1月中旬

Vの保護者が当該校に対し、本件診断書をFAXで提出した。

Vが登校していなかったため、副校長がVの保護者へ電話し、Vが母親の実家にいることを確認した。Vの保護者は、加害児童A、周辺児童B、周辺児童C、周辺児童Dがいじめを行っている述べた。また、クラス全体の聞き取りをしてほしいこと、Vの保護者、V、学校の話し合いの後、加害児童Aの保護者との話し合いの場を持ち、謝罪してほしいとの希望を述べた。

当該校は、Vから直接話を聞きたいと述べた。

同日、当該校が学校いじめ対策委員会を実施し、区教委に対し、いじめ重大事態の疑いがあることを伝えた。

同日、副校長と担任教諭が周辺児童 C に聞き取りをしたところ、自身は V の身体的特徴について何か言ったことはないこと、加害児童 A が V をいじるようなことを言っていたが、他の児童は賛同していないと述べた。

また、副校長と担任教諭が周辺児童 D に聞き取りをしたところ、自身は V の身体的特徴について何か言ったことはないこと、加害児童 A が V に「(容姿を揶揄する言葉)」と言っていたので、自分は 1 度目は「普通だと思う」、2 度目は「もうやめなよ」と言った旨を述べた。

(8) 令和 6 年 1 月中旬

担任教諭、副校長、校長にて、V の保護者との電話において、周辺児童 C、周辺児童 D からの聞き取り結果を伝えた。V の保護者からは、クラスのものにも聞いて欲しい、加害児童 A、周辺児童 B、C、D は別の教室にしてほしいとの要望がなされたが、当該校は関わった児童を別の教室にすることはできない旨を回答した。また、当該校が V 本人と話したいと伝えたところ、V の保護者は、療養中なのでできないと回答した。

校長が、学校関係者との面談及び加害児童ら及びその保護者との面談の日程調整を行った。

校長が、区教委の学校担当指導主事に対し、V の保護者への対応について相談した。また、区教委が設置する学校トラブル総合相談窓口に対し、本件の対応について相談し、助言を受けたい意向を伝えた。学校担当指導主事より、学校で丁寧に先方の話を聞いて対応すること、面談時に加害側を呼ぶかは学校の判断でよいこと等のアドバイスがなされた。

当該校において学校いじめ対策委員会を実施した。

(9) 令和 6 年 1 月中旬

当該校が、学校トラブル総合相談窓口に対し、本件の対応について相談した。(以降、複数回相談を行っている。)

当該校が加害児童 A 及び周辺児童 B の保護者へ架電し、V の保護者との面談日程調整を行った。また、その他の児童数名への聞き取りを行った。

当該校において学校いじめ対策委員会を実施した。

同日、児童数名で構成する LINE でのトラブルが生じた。

ア 周辺児童 B 関連①

周辺児童 B が、それまで未加入であった LINE グループ①に新たに加入したことについて、V が、LINE グループ②（周辺児童 B はメンバー外）にて、「なんで B が入ってきているの？」等（以下「本件メッセージ」という）といったメッセージを送った。

イ 周辺児童 B 関連②

周辺児童 B は同日、グループ②に入っている他の児童より本件メッセージを見せられ、グループ①から退出した。

ウ 加害児童 A 関連

また、V は、加害児童 A から本件いじめについて LINE メッセージで謝罪されたことにつき、LINE グループ②（加害児童 A はメンバー外）において、加害児童 A からの謝罪の LINE メッセージのスクリーンショットを添付した上で、「今さら言われても」「おそい」等のメッセージを送付した。

(10) 令和 6 年 1 月中旬から 1 月下旬

当該校と V の保護者の間でやり取りを継続し、V の保護者と当該校にて面談を実施した。当初予定していた V の保護者と加害児童 A らの保護者の面談はキャンセルとなった。この間、V の保護者の対応に関し、当該校は、区教委学校担当指導主事、警察に相談を行った。（なお、1 月中旬以降、V の保護者が品川区総務課いじめ相談対策室（以下「総務課」という。）にも相談をしたため、総務課においても複数回聞き取り調査や面談を実施した。）

(11) 令和 6 年 2 月 2 日

当該校において学校いじめ対策委員会を実施し、本件をいじめ重大事態と認定した。

6 いじめ重大事態と認定した後の事実経緯

(1) 令和 6 年 2 月上旬

区教委から当該校に対し、V のクラス変更についてアドバイスがなされた。

(2) 令和 6 年 2 月中旬

総務課が当該校に連絡した。V の保護者から総務課に対しメールがあり、教室の V の机に「きもい」「死ね」等と落書きをされた旨の記載があったことを伝えた。

(3) 令和 6 年 2 月中旬

当該校において、新7年生の保護者説明会が実施された。この席上の質疑応答の場で、Vの保護者が、Vが30日間学校に行っていない等の発言をした。

(4) 令和6年2月中旬

加害児童Aがいじめをしているとのうわさが当該校で流れ始めた。

(5) 令和6年2月下旬

当該校にて、学年集会を開き、加害児童Aへの誹謗中傷を止めるよう呼びかけ、Vへのいじめの有無（「1月授業の件」「机への落書きの件」を含む）について、事実関係を特定しそれを見聞きしたかを問うた形での学年全体に対しアンケート（Vの保護者の了解を得たもの）を実施した。

(6) 令和6年3月上旬

加害児童Aが当該校を欠席した。（連続して6日間）

(7) 令和6年3月上旬

当該校とV、Vの保護者、総務課担当者で面談を行ったところ、Vの保護者より、担任教諭からの謝罪とクラス替えの要望がなされた。

当該校において学校いじめ対策委員会を実施し、緊急避難先として、Vを別のクラスに登校させることとなった。

(8) 令和6年3月上旬

当該校において学校いじめ対策委員会を実施し、Vが別のクラスで過ごす環境整備や対応の確認を行った。

(9) 令和6年3月上旬

Vが別のクラスへ登校した（その後、同月修了日まで登校）。

(10) 令和6年3月中旬

Vがスクールカウンセラーと面談した。

当該校において、学年集会を実施し、片方だけの意見、噂話等で判断し、SNSで発信することは、トラブルやいじめの当事者になることを伝え全体指導した。

(11) 令和6年3月中旬

V、加害児童Aともに、修了式に出席した。

第5 当該校及び区教委の対応について

1 当該校の対応について

(1) 本件発覚後の対応について

当該校では、令和6年1月上旬にVの保護者より本件いじめについて申告があった後、加害児童A、周辺児童Bを含む複数の児童に聞き取りを実施し、当該校内で情報連携を図りつつ、迅速に区教委へ情報連携を行い、学校担当指導主事のアドバイスもふまえつつ、学校トラブル総合相談窓口とも連携し、組織的に対応を行っており、適切な対応を取ろうとしていたといえる。

他方、Vの保護者との連携については、後述のとおり、担任教諭との従前の関係性や、本件いじめの申告を受けた後の対応もあって、当該校に対する信頼感や安心感の醸成を必ずしも適切に行えていない面があるといわざるを得ない。

さらに、記録上、総務課との連携において、途中から、調査・対応を総務課が中心となって行ってほしいと依頼したようにも見受けられる。

保護者との信頼関係が構築できず困難を感じていた様子であるものの、いじめが発生した学校の当事者として、当該校において責任を持って最後まで対応するとの姿勢が必要であったものとする。この点、保護者との信頼関係構築がうまくいかず、保護者からの信頼をえられなかった点にも原因があるものと考えられる。

(2) 担任教諭の対応等について

Vと担任教諭の間では、本件いじめ発生以前より、Vにとって心理的に負担と感じる事象が生じており、また、Vの保護者の担任教諭への信頼感が損なわれる事象が生じていた。

担任教諭としては、自身の行動が、Vの個性等について否定的に考えたりするものではなく、担任教諭としても、様々な個性の児童に対応する必要があると考え悩みつつ対応していたことも伺われる。

他方で、当委員会のヒアリングにおいては、当該担任教諭には、やや配慮に欠ける言動も見受けられ、V、Vの保護者と担任教諭の間の信頼関係が適切に構築されなかったものと考えられる。当該校としては、「ベテランの先生だから大丈夫」と軽信をせず、適宜情報共有や指導を行う必要があったものと考えられる。

(3) 机への落書きの件について

机への落書きについては、学校において現物を確認できていないとのことである。後日学校が学年全体に対し行ったアンケートのなかには、Vが自身の机に「死ね」など書いているのを見たとの回答もあった様子である。

上記のような通常と異なる児童の様子や行動が見られた場合には、学校において児童に寄り添った声掛けをするなど、丁寧な対応を取ることが求められる。

(4) Vのクラスの移動について

V及びVの保護者からは、クラス替えあるいはクラス変更の希望が出されており、最終的には令和6年3月上旬、別クラスへの登校（一時的なもの）が認められている。

児童や保護者から希望があればクラス変更できるとの前例ができることは、学校の規定する枠組みを超えており、かつ、本人の成長にとっても必ずしも望ましいとはいえない。

他方、本件においては、区教委からのアドバイスもあり、クラス自体を変更するのではなく、いわば緊急避難的に、別クラスで一時的に授業を受けるという対応がなされている。Vは、担任教諭との関係の中でも、心理的な負担を感じていた様子が見受けられ、移動後すぐに登校が可能になった事実からも、区教委及び学校として適切な判断であったといえる。

学校がVに直接意思確認をするまでに時間がかかったこともあり、学校による別クラスへの登校の決定までに時間がかかっている。解決が長引けば長引くほど、本人の精神的苦痛も高まると考えられるため、できる限り迅速な対応が望ましいと考える。

(5) 加害児童Aをめぐる噂への対応について

本件では、令和6年2月、Vの保護者がVへのいじめについて、学校説明会で発言し、その後、加害児童Aがいじめをしているとの噂が流れ、数日間、加害児童Aが学校を欠席する事態となっている。

いじめが発生した場合、いじめた側を標的とする集団的ないじめが発生する可能性も考えられ、それを防ぐ配慮が必要である。誰にどのようなことを伝えるかといったことに留意し、同じクラス・学年の児童らに対する説明をより丁寧に行う必要があったのであり、学校全体として注意深い指導体制が組まれることが重要である。

(6) LINE の利用方法その他 SNS に関する指導について

LINE は、児童らが自由意思でグループを構成したものである。児童であるとはいえ、やり取りをする自由をむやみに制限することは適切ではない。

他方、LINE を含む SNS においては、児童等のパワーバランスに応じて、特定の者のみをグループに入れ、その他の者をグループに入れないという恣意的な運用がなされる可能性があり、このような運用がなされること自体、グループに入れなかった児童に対して心身の苦痛を感じさせるおそれがある。かつ、そのグループ内では、閉ざされた中で、特定の人を攻撃する表現や、それが流出して対象となった者の目に触れるといった事態も容易に起こり得る。当該校においては、SNS の使用一般についての指導がされていた様子ではあるが、この点については、今後ますます SNS 上のコミュニケーションが発達することをふまえ、当該校のみならず、区全体として児童間の言語表現に注意し、指導に取り組む必要があるものとする。

2 区教委の対応について

区教委としては、当該校より相談を受け、クラス移動をすることの可否等について助言を行っており、その対応に特段の問題は見受けられない。

今後、保護者と当該校の間の信頼関係が構築できていない場合にどのように対応するか、またクラス移動についてどのような対応を指導すべきかについては、本件をケースとして、さらに検討することが適切であるとする。

第6 当該事案への対処及び再発防止に向けた提言

1 当該事案への対処

現在、V は進級し登校している。加害児童 A も同じ学校に在籍している。

当委員会は、当該校より、加害児童 A と V の関係について、学校ヒアリングの時点において、学校の教育活動において直接的な関わりをしない形となっている旨の報告を受けた。また、V の保護者からは、「進級後、加害児童 A から V に対し不適切な内容の LINE メッセージが送付されたのを発見したので、双方の保護者間で話し合い、加害児童 A の保護者が謝罪をした」との趣旨の情報共有を受けた。

加害児童 A と V の関係の再構築については、成長過程にある児童／生徒に対し、アプローチをすべきか、する場合はどのようなアプローチが適切であるのか、双方の

保護者や児童／生徒の意向もふまえつつ、当該校において、継続的に検討・対応する必要がある。

もっとも、最優先されるべきは、Vが安心して登校できる環境づくりである。当該校によれば、Vとの間で一定の信頼関係が構築できている様子であるから、継続的に見守り、困りごとがあれば傾聴するといった対応を継続する必要がある。

2 児童の個性や大事にしているものに配慮した対応及び信頼関係の構築について

教育の場においても、児童の個性等を尊重し、その人格や尊厳を傷つけないように適切な配慮を行うことが必要である。「ある時点まで平気であった、あるいは我慢していたことが、ある時点以降は許容できなくなる」ということは、大人・子ども問わずにありうることである。

児童それぞれに個性があるところ、各人がそれぞれ大切にしているものに対して、土足で踏み込むようなことをすべきではない。様々な個性を持つ児童がいる中で、その背景を理解するために、各教諭において、それぞれの児童がどのような個性等を有しているのか、どのような対応をすべきかについて、勉強や真摯な検討を継続する必要があるのは勿論である。他方、各教諭個人にすべてを任せるのではなく、区教委、各校においては、児童にどのような個性等があり、児童生徒理解をもとに、子ども同士、あるいは、教師と児童生徒の関係の中で、どのような配慮や言葉遣い、対応が適切かについて、理解促進の場を設ける、研修を行う、教諭に対する情報提供を継続的に行うといった組織的な対応が必要である。

本委員会における答申において、複数回提案しているところではあるが、生徒指導提要に示されている「発達支持的生徒指導」の視点を持って、人権教育や市民性教育を行うことにより、すべての児童や生徒にとってよりよい人間関係や円滑な友人関係の醸成、成長に資すると考えられることから、この点について更に見識を深め、充実した対応を取れるよう対応されたい。また、関係児童の保護者と当該校の間の信頼関係醸成については、平時からのコミュニケーションを前提としつつ、非常時には寄り添った対応を取ることで、信頼関係を構築するよう努力する必要がある。この点、たとえば、関係児童の保護者からの要望が当該校として可能な対応を超える（たとえば夜間の訪問等）場合は、その旨をきちんと説明し、必要に応じ区教委等と連携の上、適切な対応を継続し、責任を持った対応をすることを目指すべきである。

3 SNS の利用について

SNS の利用については、閉鎖的な場の中でやり取りがなされ、また成長途中にある児童らの間で、適切ではない発言や、その場に参加していない児童を傷つけるような発言がなされることもある。

区教委及び各校としては、SNS の使用方法やリスクについて、継続的に情報共有を図るとともに、児童に対する継続的な指導を行う必要があるものとする。

以上